



中津市監査委員告示第 23 号

令和3年10月29日付け中監第438号で提出した財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年11月19日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 指定管理者監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名]</p> <p>コアやまくに管理運営グループ</p> <p>[指定管理施設名]</p> <p>中津市複合文化施設コアやまくに・中津市やすらぎの郷やまくに・中津市山国若者定住環境モデル施設(コロナ運動場)・中津市山国林業者等健康増進センター(コロナ体育館)・中津市奥耶馬溪憩の森</p> <p>[所管部局・課]</p> <p>山国支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①自動券売機保守業務委託契約書の契約年月日が記載されていません。また一部の請求書及び見積書などにも日付の記載が漏れているものが散見されます。 これらは金銭取引に直結する重要な証拠書類であり、適切な事務処理を行うよう求める。</p> <p>②監査対象年度外文書ではありますが、提出書類中の令和元年度「コアやまくにスケート場組立・解体工事委託業務」他3件の委託契約書に収入印紙が貼られていません。 これらは印紙税法に定められる課税文書であるため、速やかに同法に沿った適切な処理を行うよう求める。</p> <p>(要望事項)</p> <p>③中津市指定管理者として山国地域の振興と地域住民の福祉の向上に寄与頂きありがとうございます。 複合文化施設コアやまくには、過疎からの脱却と若者定住のプロジェクトとして策定されたアメニティタウン構想に基づき建設され、自然に恵まれた環境を生かしつつ、近未来的建築物や温泉宿泊施設、体育・娯楽施設などを有しており、過疎化・高齢化が進む中山間地域の正に“コア(核)”と位置付けられる中心的役割を担っています。</p>	<p>①ご指摘の自動券売機保守業務委託契約書をはじめとする契約書等の日付記載漏れについては、事務処理誤りのため修正処理を行いました。 今後は当グループの事務処理規定に従い、適正な事務の執行を行うよう全職員に徹底します。</p> <p>②ご指摘のとおり、「コアやまくにスケート場組立・解体工事委託業務」他一部の契約書に収入印紙未貼及び割印漏れがありました。これらは事務処理上の誤りであったため、直ちに修正処理を行いました。 今後は細心の注意を払い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>③ご指摘いただいた魅力ある施設運営案(スケートボード、オートキャンプ)につきましては、時勢に沿った集客が可能と思われますので検討させていただきます。 これまで培った企業ノウハウと山国の恵まれた自然、施設を生かし、今後とも顧客の創造により一層努めて参ります。</p>	

しかしながら地域の衰退は顕著に進んでおり、令和2年度より「コアやまくに管理運営グループ」として運営体制が一新されたことを機に、新たな企業ノウハウにより再活性されることを期待しています。

今夏の東京オリンピックではスケートボード競技に多くの人の関心が集まりました。先の中津市議会でも複数の議員より遊戯場所の確保について質問が上がっています。例えばインラインスケート場でのスケートボード利用は可能でしょうか。また“コロナ”以降注目されているキャンプブームに関しては、憩いの森キャンプ場をセールスするチャンスであり、その一案としてオートキャンプ場としての活用が出来ないかなど検討を希望します。今後とも話題性と時勢に乗った集客策の創造に努められ、地域に無くてはならない施設であり続けることを強く要望する。

## II. 所管課に対する事項 (指摘事項)

①基本協定書の管理物品について、市財務会計システムの備品登録が旧所管課のまま所管替えがされていません。また、令和2年度より中津市物品会計規則の改正に伴い備品価格基準が税込3万円以上に見直されているが、その対応も行われてないように見受けられます。

早期に備品台帳の整理と備品シールの貼り替えを行うとともに、基本協定書に掲載される管理物品の実態把握を行うよう求める。

②令和2年度憩いの森遊歩道修繕業務について、136,400円(内税12,400円)を支出している。

中津市複合文化施設コアやまくに外4施設の管理運営に関する基本協定書第17条2項の規定では、「管理施設(設備等含む)の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の場合は、乙が自己の費用と責任において実施する(以下省略)」とある。

よって本修繕費用は指定管理者が負担すべきものと解されるが、いかなる支出根拠によるものか示されたい。

①ご指摘の管理物品につきましては、令和2年度から管理者と現地で実態把握を行ってきました。途中、新型コロナウイルスへの対応等があり現時点では未完となっていますが、早急に実態把握を行ったうえで、システムの変更及び備品シールの整備等を行い、年度内完了を目指します。

②ご指摘の業務は、令和2年7月梅雨前線豪雨災害による災害復旧として行った修繕業務です。

当該災害は、基本協定書第52条(別紙3・リスク分担表11)が示す不可抗力事案であり、その際は基本協定書第38条に基づき費用負担は協議によって決定することとなっています。

本件はこの規定に基づき、20万円以下ではありますが市の予算によって支出したものです。

しかしながら、今後は支出根拠や意思決定過程をより明確化するために協議録等の作成を行います。今後とも適正な事務の遂行に努めて参ります。

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 指定管理者監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 公益社団法人 農業公社やまくに</p> <p>[指定管理施設名] 中津市堆肥センターやまくに</p> <p>[所管部局・課] 山国支所 農林建設課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①切手管理簿について、備考欄に使用目的の記載がなく業務上の使用であったのか判別がつきません。適切な事務処理を行うよう求める。</p> <p>②中津市堆肥センターやまくに指定管理者仕様書の5堆肥センターやまくにの管理代行に関する業務基準では、従業員等の安全管理と事故防止に努めるために、7.安全管理運行業務において「安全講習等の実施」が、また8.救急業務では「救命講習等の定期的開催」が規定されている。</p> <p>しかしながら、事業報告等にこれらの実施に関する記載が見受けられないが、その実態について伺いたい。</p> <p>また、指定管理施設モニタリングシート中に防火訓練の実施が出来てなかった旨の記載があるが、防火・防犯等の安全対策は指定管理者として特に優先される責務であり、人命と市財産を守るための必要な対応を速やかに行うよう強く求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①中津市財務会計システムの備品登録データについて、設置場所が現状と異なるものがあります。備品に異動等があった際は速やかに修正を行い、適正な事務処理に努めるよう求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、切手管理簿に使用目的の記載をしていませんでした。使用した切手については、行政機関への文書発送及び毎月の請求書、通知書の発送、農薬防除の圃場に立ててもらおう旗の送付等に使用しています。</p> <p>今後は切手管理簿に「使用目的欄」を作り、担当者以外の職員にその都度使用枚数を確認してもらい適切な事務処理を行うように努めて参ります。</p> <p>②ご指摘の「安全講習会」については、令和元年度にJAに農業機械の安全講習会を実施してもらいました。また、「救命講習」についても令和元年度に中津市消防本部が山国支所で実施した救命講習に参加致しました。しかしながら、両講習とも新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和2年度につきましては実施することができませんでした。</p> <p>今後はそれぞれの講習を年間事業計画に明記し計画的に実施するようにします。また、危機管理に関しては最重要事項と認識し、従業員等の安全管理と事故防止に努め、人命と市財産を守るための必要な対応をとっていきたいと考えます。</p> <p>①ご指摘のとおり、備品登録の設置場所に現状と異なるものがありました。不備のあったものについては備品登録データの修正及び所管替え等を行い、備品シールの張替えも行いました。</p> <p>今後は備品に異動等があった際は速やかに修正を行い、適正な事務の遂行に努めて参ります。</p>	

②中津市堆肥センターやまくにの危機管理体制について、指定管理者仕様書に示される従業員の安全管理と事故防止のための「安全講習等の実施」や、「救命講習等の定期的開催」、また防火訓練等の予防措置が十分に行われていないように見受けられる。

指定管理施設として人命と市の財産が守られる体制が出来ているか把握するとともに、所管課としての指導強化を求める。

②ご指摘の「安全講習等の実施」や、「救命講習等の定期的開催」、また防火訓練等の予防措置が十分に行われていないことについて、山国支所等で開催される講習会への積極的参加や危機管理の意識づけ、また啓発等の強化を指導し、指定管理施設での危機管理体制が確立されるように、今後とも所管課として状況把握に努め指導強化を図って参ります。